

人材開発支援 助成金を活用!



Q 私の会社では、職務に関連した専門的知識や技能習得を目的に、従業員に講習や訓練を受けさせ

ていますが、経費が結構かかります。助成制度がありませんか。

A 一定要件を満たす労働者に職務関連の専門的知識、技能習得を目的とした訓練を実施する場合、経費や賃金を助成する「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進

人材開発支援助成金の活用

助成金) 制度があります。

この制度には特定訓練コースとして①労働生産性向上訓練コース(新規)②若年人材育成訓練コース③熟練技能育成・承継訓練コース④雇用型訓練コースなどがあり、企業規模を問わず助成対象となります。

また特定訓練コース以外に一般訓練コースがあり、中小企業のみ対象となります。

その他にも継続して人材育成に取り組むために①セルフ・キャリアドック制度②教育訓練休暇制度③技能検定

合格報奨金制度④社内検定制度などを新たに導入し、その制度に基づき労働者に実施した場合に一定額を助成する制度導入助成コースがあります。

事前に計画届の提出が必要です。訓練コースでは訓練開始日の前日から起算して1ヵ月前までに、制度導入コースでは制度導入予定日の1ヵ月前までに計画届を鳥取労働局に提出し、認定を受ける必要があります。

詳しくは最寄りのハローワークか鳥取労働局訓練室へ問い合わせてください。